

# 平成21年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成21年11月25日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成21年11月25日(水)午後3時00分 開会
- 1. 平成21年11月25日(水)午後4時20分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 藤原万正	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉
14番 佐藤文子	15番 田口喜義	16番 熊谷隆一	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

11番 門脇健郎

計 1名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	消防長 高橋庄孝	消防次長 伊藤和美
角館消防署長 菅原達美	消防総務課長 伊藤等	介護保険事務所長 佐々木勝
角間川更生園長 樫尾正義	管理課長 堂本義則	管理課副主幹 久米 正
介護保険事務所主幹 伊藤忠彦	介護保険事務所主幹 藤井直樹	
管理課主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第25号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第26号 平成20年度決算の認定について
- (5) 議案第27号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

副議長

(佐藤峯夫君)

だいが議員が替わりましたので皆さんに配布の各議員議席配置表がありますのでこれを参照にさせていただきたいと思います。現在議長がかけておりますので、地方自治法第106条の第1項の規定により、議長の職務をいったん取らせていただきます。

これより平成21年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管理者

(栗林次美君)

招集の挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

去る9月13日に投開票が行われました任期満了に伴う美郷町議会議員選挙におきまして、高橋猛氏、伊藤福章氏、澁谷俊二氏、熊谷隆一氏が当選され当組合議会議員に選任されております。

また、美郷町議会議長に高橋猛氏が選任されております。

9月20日には、同じく任期満了に伴う大仙市議会議員選挙の投開票が行われ児玉裕一氏、大野忠夫氏、富岡喜芳氏、大山利吉氏、佐藤孝次氏、茂木隆氏、橋本五郎氏、佐藤文子氏が当選され、当組合議会議員に選任されております。

また、大仙市議会議長には児玉裕一氏が当選されております。

10月25日には、同じく任期満了に伴う仙北市長選挙におきまして、門脇光浩氏が当選を果たされました。

門脇市長さんには、先日行われました正副管理者会議において副管理者に就任して頂いております。

当選なされた皆様には、当組合を代表し心からお祝いを申し上げますとともに、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

本日、平成21年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、条例案2件、補正予算1件、決算認定1件、人事案件1件の合計5件であります。

条例案につきましては、8月の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に伴い、月例給と期末・勤勉手当の引き下げ等を行う、一般職及び常勤特別職の給与条例の一部改正について提案させていただいております。

また、人事案件につきましては、現在、議員の中から選任する監査委員が空席となっておりますので、その選任に関する案件について提案させていただいております。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告と主要事業の進捗状況についてご報告させていただきたいと存じます。

始めに、消防関係について申し上げます。

来年度採用の消防職員につきましては、9月6日に1次試験、10月4日・5日の両日に2次試験を実施し、10月22日に最終合格者を発表しております。

来年度採用候補者の登録数は、上級職6名、初級職5名、初級救急救命職2名の合計13名であり、そのほか、補欠候補者として初級職・初級救命職それぞれ各1名ずつの合計2名を登録しております。

なお、今年度採用いたしました7名につきましては、9月18日に秋田県消防学校初任科程を修了し、9月19日から大曲消防署に4名、角館消防署に3名をそれぞれ配置しております。

次に、消防車両の更新事業についてであります。6月29日開催の臨時議会において議決をいただきました大曲消防署配備の高規格救急車と、南分署配備の救急車及び東分署・協和分署に配備の消防ポンプ自動車の購入につきましては、6月30日に契約を締結いたしまして、平成22年2月24日までには納車となる予定であります。そのほか、大曲消防署の資機材搬送車につきましては、10月初旬に配備を完了しております。

次に、消防指令位置情報システムに付加する携帯電話及びIP電話からの119番発信位置表示システムの整備についてであります。

この事業につきましては、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業として予算を平成21年度に繰越明許し、今年10月に事業着手の予定でございましたが、本年6月の国の補正予算において、統合型位置情報通知システムの導入を促進することを目的に実証実験を行うことになり、当消防本部が国の実証実験対象75本部の中に採択されたところであります。

国の補正予算見直しによる本事業の凍結が心配されたところでありますが、11月18日付け官報に実証実験業務の入札公告が掲載され、来年1月7日に入札が行われる予定とのことで安堵しているところであります。

この事業採択に伴い、実証実験に係る費用は原則、総務省消防庁が負担することとなりますので、広域からの予算執行は不要となり、実証実験終了後は、当消防本部に無償貸与され運用開始となる予定であります。

次に、斎場関係について申し上げます。

老朽化が著しい中央斎場と大仙市営西仙北火葬場との合築を目標とする新斎場の建設につきましては、現在、県内外の他の斎場を視察しながら情報収集を行っているところでありますが、来年1月中には調査検討委員会を立ち上げ、遅くとも平成26年度完成を目途に本格的に事業推進を図ってまいりたいと考えております。

また、年次計画で実施しております火葬炉の補修工事につきましては、本年度は8

月3日から8月27日までの期間に3齋場合わせて約792万円の工事費で完了しております。

次に、休日救急医療連携事業について申し上げます。

平成20年10月1日からスタートしております、大曲仙北医師会、仙北組合総合病院及び当組合の3者連携による休日救急医療連携事業であります。事業移管後1年を経過しております。

先日、事業連携しております3者で意見交換会を開催しておりますが、患者数は1日平均12.1人であり、住民の方々にはしっかりと周知されているものと思われま。勤務する医師や看護師も病院の医療機器やシステムにだいぶ慣れてきており、スムーズに事業が遂行されているとの報告を受けております。

また、この意見交換会の中で、現在医師会と仙北市立角館総合病院での間で月1回第4日曜日に実施している同事業を、やはり3者連携事業として実施できないかとの提案がありましたので、その可能性につきまして検討中であります。

流行が拡大しております「新型インフルエンザ」への対応についてであります。大仙市が11月7日に仙北組合総合病院内に「発熱外来センター」を設置いたしました。診療時間は土曜日が午後1時から午後9時まで、その他の日は午後5時から午後9時までとしておりますが、日曜・祝日・年末年始の午前9時から午後3時までは、「休日救急医療連携事業」で対応することとしております。

次に、後三年鴻声の里の移転改築事業について申し上げます。

移転改築事業につきましては、県より11月12日付けで「社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策事業費」補助金の内示確定の連絡を受けており、同日付けで建築工事・機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（JV）による指名競争入札の広告をしております。

その後、電気設備工事を加えた3つの工事の指名競争入札を12月15日に実施し、平成22年11月末までの完成を目指し工事に着手する予定であります。

また、新施設の定員減により地域移行（退所）となります入所者男女各4名の受け皿であるケアホームにつきましては、大仙市角間川・藤木両地区に一般住宅2棟を借用し改修工事を実施しております。すでに角間川のケアホーム、これは男子のほうですが、ケアホームにつきましては、去る11月4日に完成しており、藤木のケアホーム、女子につきましても12月上旬に完成予定であります。完成後には宿泊訓練を数回実施し、平成22年4月の事業開始に向け準備を進めているところであります。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成21年10月分のデータによる管内の現況ですが、65才以上の第1号被保険者は45,038人、うち要支援・要介護認定者数は第2号被保険者242人を含む8,001人で、そのうち、サービス利用者は分類別に居宅が4,354人、地域密着型が603人、施設介護が1,585人となっており、合計6,542人の方々

利用していることとなります。

それぞれ、1年前の同月比で比較しますと、第1号被保険者数では19人増、介護認定者数では153人増、サービス利用者数では240人増となっており、被保険者数の伸びに対して認定者、サービス利用者の増加がより顕著になってきております。

介護費用につきましては、保険給付費ベースで平成20年度は総額112億6,000万円となっており、対前年度比6億9,300万円の増額、率にして6.6%の伸びとなっております。18年度の伸び率2.6%、19年度の伸び率4.8%と比較しますと、ここ2年間は前年度を上回る伸びを示しており、平成21年度に入ってから月々6%から7%台の伸びが継続しております。

次に、今年度介護保険事務所に3人体制で新しく設置しました「事業監査班」の業務内容についてであります。所掌する地域密着型事業所の実地指導、監査、指定・更新事務をはじめ、介護従事者の勤務体制等に基づく介護報酬加算に関わる許認可事務や、事業者の業務管理体制確認検査など、制度改革に伴う新たな事務事業を所管すると共に、併せて介護サービス利用者や家族、また介護従事者などが個別に抱える様々な問題、課題に対応する相談窓口の役割を担っております。

また、さる10月22日には、管内の地域密着型事業者同士の連携や利用者に対するサービスの向上を目的とした「大曲仙北地域密着型介護事業者連絡会」が設立されており、保険者である当組合としても実地指導や監査などの実施に加え、介護情報の提供や介護従事者の研修事業などを通じて、管内の介護レベルの向上、平準化に資するよう事業者連絡会の活動を支援してまいりたいと考えております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

副議長 (佐藤峯夫君)

管理者。

管理者 (栗林次美君)

数字を間違えてしまいましたので訂正させていただきます。介護費用についてであります。保険給付費ベースで平成20年度が総額112億6,000万円と申し上げたようですが、保険給付費ベースで平成20年度総額112億6,100万円と訂正させていただきますと思います。

副議長 (佐藤峯夫君)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、11番、門脇健郎君であります。出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めてまいります。

日程第1号「議席の指定」を行います。

新しく議員になられた方々の「議席」は、ただ今ご着席の席を指定いたします。  
日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

なお、お諮りいたしますが、「指名の方法」については、「副議長において指名すること」といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって「指名の方法」については、「副議長において指名すること」に決しました。  
議長に大仙市議会議長の児玉裕一君を指名いたします。

ただいま副議長において指名いたしました児玉裕一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって児玉裕一君が議長に当選されました。

児玉裕一君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

本人の当選のごあいさつをお願いします。登壇。

議長 (児玉裕一君)

ただいまご紹介いただきました大仙市の児玉でございます。広域の業務はたいへん多岐に渡っての仕事があるわけですが、みなさん方と良く話をすすめながら議会を運営してまいりたいと思いますのでどうかひとつよろしくお願いたします。

副議長 (佐藤峯夫君)

新議長が決定いたしましたので、これをもって、私の議長の職務が終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、児玉議長、どうぞ議長席にお着き願います。

議長 (児玉裕一君)

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。追加議事日程を配布いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力お願いたします。

お手元に配布させました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

従いましてお手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題といたします。

それでは追加日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の指名とその議席の番号を職員に朗読させます。

職員

(職員)

それでは朗読させていただきます。

1番、児玉裕一議員、2番、佐藤孝次議員、4番、高橋猛議員、5番、茂木隆議員、6番、橋本五郎議員、8番、伊藤福章議員、9番、大野忠夫議員、10番、富岡喜芳議員、12番、澁谷俊二議員、13番、大山利吉議員、16番、熊谷隆一議員。

以上でございます。

議長

(児玉裕一君)

ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、12番、澁谷俊二君、13番、大山利吉君、14番、佐藤文子君を指名いたします。

追加日程第3「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第4「議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

それでは、「議案第23号」と「議案第24号」を一括してご説明申し上げます。

始めに、「議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、平成21年度人事院勧告及び秋田県人事委員会勧告の趣旨に鑑み、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の引き下げ改定を行うほか、持ち家に係る住居手当を廃止する条例の一部改正を実施しようとするものであります。

給料表の改定につきましては、月額平均0.2%の引き下げ改定を行うものであり

ます。

ただし、初任給を中心とした若年層に適用される給料月額については引き下げ改定を行わず、7級以上は平均を0.1%上回る引き下げを行うものであります。

また、平成18年度に行われました大幅な給料表改定時から現給保障を受けている職員の「現給補償額」についても、減額措置を設けるものでございます。

期末・勤勉手当の支給割合につきましては、一般職が年間総支給月数4.45ヶ月から0.35ヶ月引き下げて4.10ヶ月とし、再任用職員が2.35ヶ月から0.15ヶ月引き下げて2.20ヶ月とするものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日となっておりますが、期末・勤勉手当の算定基準日である12月1日を予定しております。

次に、「議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任の副管理者の期末手当の支給割合を引き下げするため、条例の一部改正を実施しようとするものであります。

当組合の専任の副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に準ずることとしておりますが、大仙市におきましても引き下げ改定が行われたことから、大仙市の措置に倣い、期末手当の年間総支給月数3.35ヶ月から0.25ヶ月引き下げて、3.10ヶ月とするものであります。

以上、議案第23号と議案第24号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 (児玉裕一君)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員 (田口喜義君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

15番、田口議員。

議員 (田口喜義君)

そうすれば、今回の職員の給与に関する条例の一部改正について、期末手当と勤勉手当について質問させていただきたいと思います。まず、普通から考えますと期末手当というのは会社で言えばボーナスにあたるものではないかと思えます。勤勉手当というのは、目標を上回った時とか言わば報奨金みたいなことが一般の市民の住民の考え方ではないかなと私感じますけれども、手当と言うことでありますと、たとえば消防費をみますと、扶養手当だとか住居手当だとか時間外手当とか夜間手当とかありますけれども、その分に対しての発生した分の手当と感じておりますけれども、勤勉手当というのがよく分からない。勤勉手当というのはここで言いますと管理者がその勤勉差を査定する、そして支給する、条例で言えば1.45ヶ月とか1.35ヶ月のようですけれども、これについてお願いします。

管理課長 (堂本管理課長)

はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)  
堂本管理課長。

管理課長 (堂本管理課長)  
勤勉手当の理由でございますけれども、条例等に明確な理由はございません。12月と6月に期末手当・勤勉手当を支給するというふうにうたっております。しかし、この頃職員の勤務評価が今後勤勉手当の支給割合に反映してくるのではないかと考えております。

議 長 (児玉裕一君)  
15番、田口議員。

議 員 (田口喜義君)  
簡単な答弁でありましたけれども、評価するそこがおそらくそれは政治決定といえますか管理者が評価をして勤勉手当を支給されるものではないかを感じるわけですが、そういうことではないんですか。

管理課長 (堂本義則君)  
はい。議長

議 長 (児玉裕一君)  
堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)  
今の勤勉手当の支給割合につきましては、一律で支給すると条例化になっております。先ほど申し上げましたように、今後職員の成績評価、それが勤勉手当の支給率に反映してくるものと、国の方ではそのように規定してございますので今後、広域の方でもそのような勤務評価に伴って率を改定していくものと思われま。

議 長 (児玉裕一君)  
15番 田口議員。

議 員 (田口喜義君)  
なかなか一般の方々はこの答弁では理解できないことがたくさんあると思います。そうだとすると簡単に期末手当と勤勉手当を一緒にした方が効率的に分かりやすい方法ではないかと思うんですけれども、これは一緒に出来るものでしょうか。

議 長 (児玉裕一君)  
堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)  
勉強不足で今すぐには答弁しかねますけれども、申し訳ございません。

副管理者 (鎌田榮治君)  
はい、議長。

議 長 (児玉裕一君)  
鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

ただいまのところでは勤勉手当は明確に区分されておりますので現在すぐに一緒にすることは出来ないと思っております。勤勉手当、ほとんどの市町村、勤務評定制度をはっきり定めて指導しているところは県内ではないのではないのかなと、国等の目から申しますと今後の課題になるのではないのかなと思います。はっきりしたものはまだ実施されていないと認識しております。

議長 (児玉裕一君)

15番、いいですか。

議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (児玉裕一君)

他にございませんか。

(なしの声)

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、14番。

議案第23号について反対討論を行います。

この条例案は職員の給料・手当の削減を行うものであります。公務員の給料及び手当の削減というものは地域経済の悪化を招くとともに民間給与の引き下げに連動するものでありまして、社会的影響が大変大きいことから本案には賛成しかねるものであります。以上で反対討論を終わります。

議長 (児玉裕一君)

他に討論ありませんか。

(なしの声)

これにて討論を終結いたします。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案につきましては、異議がございましたので、起立による採決といたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成13名 反対1名)

着席願います。起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5「議案第25号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

はい、議長。

「議案第25号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料3ページの総括表をご覧ください。

平成21年度第2回目となる今回の補正は、介護保険特別会計を34万2千円増額し、補正後の組合予算総額を160億9千701万6千円とするものであります。

補正予算書の1ページを、議案説明資料の方は4ページをご覧ください。

今回の補正は、諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ130億4千706万2千円とするものであります。

それでは、補正予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページとなります。

歳入9款繰越金は、34万2千円の増額であり、前年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

歳出7款諸支出金1項1目、第1号被保険者保険料還付金は、34万2千円の増額であります。補正の理由であります。死亡及び所得段階の変更等により、過年度の収納済保険料の還付金及び返納金が当初見込額を上回ったことにより、不足分を予算措置するものであります。

以上、議案第25号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉裕一君）

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第26号 平成20年度決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

「議案第26号 平成20年度決算の認定について」をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と3特別会計、合わせて4会計の平成20年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算書」のとおりであります。去る9月25日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料6ページの総括表をご覧ください。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額28億1,546万3千円に対し、収入済額が27億9,743万3,380円であり、予算現額との比較では1,802万9,620円の減となっております。繰越明許に伴う収入未済額の2,315万円を除くと、実質的には増収となるものであります。

一方、歳出は、支出済額が27億7,513万4,540円で、予算に対する執行率は98.6%、高機能消防司令センター改修事業いわゆる携帯電話等119番発信位置表示システム整備費の繰越明許に伴う翌年度繰越額が2,315万円、不用額は1,717万8,460円であり、歳入歳出差引額は2,229万8,840円となっております。

歳出では、人件費が74.3%を占めているほか、主な事業としては、7ページに記載されておりますとおり、消防費における西分署建設関連経費1億8,519万1千円、衛生費における3斎場の火葬炉等補修工事費777万円、また、農林水産業費におけるへい獣保冷センターフォークリフト購入費が150万7千円などとなっております。

総括表に戻っていただきたいと存じますが、次に、角間川更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億6,647万6千円に対し、収入済額が2億6,681万5,601円であり、予算現額との比較で33万9,601円の増となっております。

歳出は、支出済額が2億6,175万9,138円で、執行率98.2%、不用額は471万6,862円であり、歳入歳出差引額は505万6,463円となっております。

歳出の主な内容は、更生園本体の運営管理費のほか、グループホームや地域療育等支援事業、放課後生活支援事業等に要する経費でございます。

次に、休祭日救急医療センター特別会計であります。歳入は、予算現額1,175万5千円に対し、収入済額が1,172万3,726円であり、予算現額との比較で3万1,274円の減となっております。

歳出は、支出済額が1,172万3,726円で、執行率99.7%、不用額は3万1,274円となっております。会計を廃止するために歳入と歳出を同額にして決算したものであります。

歳出の主な内容は、出務していただいております医師の派遣料や看護師の賃金が主となっております。

大曲地区休祭日救急医療センターの業務につきましては、ご承知のとおり平成20年10月1日から、大曲仙北医師会・仙北組合総合病院・広域組合の三者による休日救急医療連携事業に移行し、仙北組合総合病院内で実施しております。患者数の推移であります。上半期が187人、1日あたり平均5.6人だったものが、移行後の下半期には498人、1日あたり平均13.46人と若干増加に転じておるものでございます。

次に、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額124億974万3千円に対し、収入済額が124億3,599万2,349円であり、予算現額との比較で2,624万9,349円の増となっているほか、不納欠損額が1,527万9,443円、収入未済額が4,824万2,908円となっております。

歳出は、支出済額が121億5,814万5,437円で、執行率98.0%、不用額は2億5,159万7,563円となっております。歳入歳出差引額は2億7,784万6,912円となっております。

歳入歳出差引額の内訳であります。保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成21年度において、国、県、支払基金に対して1億3,300万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付財源約8,600万円などが含まれていることから、実質の歳入歳出差引額は5,700万円ほどとなるものであります。

19年度と比較いたしますと、歳入で約8億6,500万円、7.5%の増、歳出でも約7億800万円、6.2%の増であります。これは、保険給付費の増額などにより、歳入・歳出ともに増額となったものであります。保険給付費の増額につきましては、介護保険サービス事業所の増加に伴い、居宅介護サービス費及び地域密着型介護サービス費が伸びたことや、1人あたりのサービス利用額の増に伴う施設介護サ

ービス費の伸びなどが要因となっております。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が155億1,196万5,056円、支出済額が152億676万2,841円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.0%、歳入歳出の差引額は3億520万2,215円となり、同額が翌年度に繰越となるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

8ページの表は、組合の公債費を示しており、決算年度中未償還元金の額は、殆どを消防関係が占めており、総額では6億3,137万92円となっております。

20年度中の元利償還金額は、8,819万2,097円であり、21年度には8,395万円ほどとなる見込みでございます。

次に、9ページの表ですが、これは財政調整基金の内訳を示す資料として、決算資料とは別に作成したものでございます。平成20年度末現在高は1億9,281万7,145円となっております。

後三年更生園特別会計分4,962万3,435円は、社会福祉法人水交会の後三年鴻声の里改築事業の負担金に充当するため留保しているものでございます。

次のページをお開きください。

10ページと11ページは、平成20年度決算における不用額の主な内訳についてまとめた表となっております。11ページに記載されておりますとおり、不用額の総額約2億7,350万円のうち、介護保険におけるサービス量が見込みを下回ったための保険給付費の減によるものが約1億7,770万円と65.0%ほどを占めているほか、地域支援事業費分が約4,400万円などとなっております。

以上で、平成20年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、ご承知のとおり、一部事務組合は、構成市町から拠出していただいております負担金を主な財源として共同事務を行っております。平成20年度における、構成市町負担金総額は42億3,803万3千円であり、歳入総額に占める割合は27.3%であります。これを介護保険特別会計を除いた3会計で申し上げますと、構成市町負担金総額が25億3,729万7千円となりまして、歳入総額に占める割合は82.5%となっております。

また、先程のご説明の中でも申し上げましたが、介護保険料については不納欠損と収入未済が生じておりまして、前年度と比較いたしますと、不納欠損は金額で497万円ほど、割合で48.2%、収入未済は金額で285万円ほど、割合で6.3%、それぞれ増加しております。これは、保険料基準額が増加になっていることや、景気悪化等による収納率の低下等による増加でありますけれども、負担の公平性を保つため、今後も可能な限り未納解消に取り組んでまいりたいと存じます。

非常に厳しい各構成市町の財政事情を踏まえながら、今後も常に費用対効果等を意識した予算執行及び事業運営に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれ

ましては、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計及び特別会計の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

議案第26号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

それでは平成20年度介護保険決算の認定に関連して、2点ほどお伺いします。

まず第1点目は、この数年間、地域密着型事業所と言われるグループホームや特定施設有料老人ホームなどがたいへんたくさん出来てきて整備が進んできているわけがありますけれども、これらの施設に入所している方々、要介護認定者全員に対して4分の1程が施設入所されているようであります。そして、施設入所の方々の4分3というのは要介護度3から5という重度の方々が多いんですけれども、毎年この重度化がこの要介護3から5の重度のみなさんが毎年100人以上増えているというこの大曲仙北において、ますますこの施設思考が高まっていくのではないかというふうに思うわけですが、現在の施設入所希望に対する待機と待機者というのはどういう状況になっているのか、また、今後の施設、地域密着型施設も含めまして施設整備の計画というのは今後どのようになっていくものなのかその見通しをお聞かせいただきたいと思います。

二つめには、訪問リハビリ、あるいは通所リハビリというリハビリ事業は介護予防あるいは重度化の予防ということで大変重要なサービスでありますけれども、年々これも利用者が増えてきているわけです。しかし、対応するリハビリ施設がまだまだ少ないという現状がありますし、また作業療法士・理学療法士等の専門職が少ないということから通所リハビリ・訪問リハビリの対応する施設が少ないわけがあります。ですから通所リハビリにおきましては送迎をする場所が16キロ以内であれば送迎は出来ますけれどもそれ以上遠くなると出来ないといったような問題があって、利用したくても出来ない、あるいはまた冬場利用したいけれども送迎が自宅で出来ないために送迎がなければやっぱりこのリハビリも利用できないという、そういう方々の声を伺っております。希望する人が全て受け入れられるようにこの通所リハビリの充実、送迎の充実も含めて対応を求める訳ですが、現状に対する認識、そして今後の対応の在り方、お知らせいただきたいと思います。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただいまの佐藤文子議員のご質問にお答えします。

質問の第1点目でございます。施設の入所待機者、また施設整備計画の今後の見通しについてでありますけれども、まず、介護施設の現状でございます。平成18年度の制度改正によりまして保険者が指定することになりました地域密着型につきましては、平成20年度までの第3期の3年間では平成18年度当初みなし指定を含むグループホームでは33カ所47ユニットの420床、特定施設におきましては6カ所、72床、小規模多機能型居宅介護につきましては6カ所、宿泊定員72床などの指定を行っております。今年度から平成23年度までの第4期の計画ではグループホームにつきましては1ユニット9床、特定施設につきましては34床、小規模多機能の施設につきましては4カ所の指定を予定しておりますところでございます。

また、県指定の介護施設でございますけれども、現在、管内の整備状況は特別養護老人ホーム17カ所、922床、老人保健施設7カ所、674床であります。第4期の整備計画といたしましては今年度大仙市内において特養2施設についてそれぞれ30床、20床の増床工事が進められており、平成22年度では仙北市内の特養1施設において改築計画に伴い50床から60床へ10床の増床計画を県に対して現在申請しておりますところでございます。

次に入所待機者でございますが、現在、地域密着型では待機者は認められておりませんが、施設の場合ですが県の資料から平成21年4月当初の当広域管内の数字をみますと特養で378人、老健施設で40人合わせまして418人の待機者数となっております。

こうした実態に対しまして施設の整備計画でございますが、原則的には国で示した参酌標準に基づき基盤整備案を作成することになっております。その参酌標準でございますけれども、第5期計画の最終年にあたる平成26年度を目標年次に要介護認定者数、要介護2～5の方々ですが、それに対しまして特養、老健施設などの介護保険3施設及びグループホームや特定施設など介護専用の居住系サービスの利用者の割合を37パーセント以下にすること、さらに特養、老健については施設の利用者全体に対する要介護4並びに5の利用者の割合を、70%以上にすることが目標値として示されておりますところでございます。

こうした観点から施設の整備につきましては、まず計画の前提となります参酌標準の現在の数字が、要介護2～5の認定者数5,194人に対しまして居住系サービスの利用者でございますが2,125人、率にして40.9%となっており、現段階ですでに37%を上回っている現状にあります。こうした現状認識と合わせまして今後の要介護認定者数の増加の程度、また保険料への影響、さらには介護保険制度自体の今後の方向性など想定される様々な観点から総合的に検討して、整備計画等に反映させてまいりたいと考えておりますところでございます。

次に、第2点目の質問であります訪問リハビリ、通所リハビリに関してのご質問に

お答え申し上げます。

訪問・通所のリハビリテーションは病院・診療所、老人保健施設の理学療法士・作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて、利用者の心身の機能維持回復を図り日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うものでございます。

当管内におけます最近のデータでございますけれども、サービス利用分の実績でございますが訪問リハビリは管内4事業所で40件、また通所リハビリにつきましては8事業所で330件の利用がございます。

ただし平成21年4月の報酬改定によりましてこれを機に訪問看護サービスの中のリハビリに切り替えた事業所もございます。その分を考慮いたしますと訪問リハビリの利用者数は92件、前年同月比で80%増となり、また通所リハビリにつきましても前年同月比9%増と、リハビリにつきましましてはどちらも利用者数は増加しております。

訪問リハビリを提供できる事業所でございますけれども大仙市1カ所、仙北市3カ所、美郷町1カ所でございます。また通所リハビリでは大仙市4カ所、仙北市2カ所、美郷町1カ所となっております。またリハビリを提供できる事業所でございますが、冒頭申し上げましたように病院・診療所、また老人保健施設に限られるため、新規の事業所の開設は非常に難しい現状でございます。

ただ、通所介護、いわゆるデイサービスでございますけれどもこの利用者につきましては現在2145件と通所リハビリ利用者の6、7倍となっておりますところでございます。また事業所につきましても管内はデイサービスの事業所、39カ所でございます。従いまして現状では、近くにリハビリの事業所がないなどの理由でリハビリを受けられない方につきましては、通所介護において利用者ごとに提供されます個別機能訓練などを活用していただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長 (児玉裕一君)

14番、再質問はありますか。はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

まず最初に、入所施設の問題ですけれども答弁の中で要介護4・5の重度の方の施設入所割合を70パーセントを上回ることが目標であると現状でも特養だけでなく、地域密着型施設に入っておられる重度の方も合わせて今、4・5の地域は60%近くになっているということで実情としてはやっぱりまだもっともっと施設が必要だというふうなことだと捉えていいのかどうか、そして、待機者合わせて418人の解消が今後の3年間の増床等の計画の中で解消がどの程度見込まれるものなのかその点だけ教えていただきたいと思っております。

議長 (児玉裕一君)

はい、佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

管内の特養の待機者376人ですけれども、管内の定数922人からしますと約4割位足りないこととなります。ただ相対的にみますと全国的にある特養の数値から足りないのが38万床、やや倍くらい必要だということとなります。まず、この地域は待機者の割合は少ない方ではないかと思えます。また、介護保険でございますけれども、現在入院から始まりまして家庭に帰るというのに到らず病院から老健、老健から特養というふうに施設中心でございますけれども、今後、高齢化が進むことによってどういう風に施設で対応するか、そういうことから現在第4期では施設整備もさることながら、福与の充実等に方向転換に現在進んでおるようでございます。

施設待機者に対する対応でございますけれども、施設の整備と在宅による介護と両面からのアプローチが必要であるということをごからのテーマとしております。以上でございます。

議長 (児玉裕一君)

14番、再々質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

だいたいにおいて、施設の部分についてはこれからもっと増えていくような状況ではないというように思いましたけれども、いずれにしても施設思考、重度化する要介護者数も年々増えていると、そして、これらの人たちが施設に入所したいというそういう状況も増えている、そういう意味で重度な方々を介護するというのを在宅で包括支援と居宅サービスでというふうなことが本当に充実しているのであれば施設思考ということが押さえられるもんだと思うわけですがけれども、現状やはり在宅で4・5の方々を見るというのは24時間家族の付きっきりが必要だというふうなことがありまして、一部には介護保険で介護手当を出さないというふうに一貫してその辺が改善されない訳ですけれども在宅で寝たきりの家族を見られるという方々への支援というふうなものややっぱりあって然るべきではないかというふうなのが私の一貫した考えな訳ですけれども、とうてい施設で24時間介護されている皆さん、施設ではそういう介護をしていただきますけれども、在宅ではどんなに訪問介護あるいは訪問リハビリ、入浴こういったサービスを受けながらも24時間の専門家の介護体制は絶対にとれないわけです。そういう意味では家族の介護に対する支援という風なものを介護保険で検討して行く必要があるのではないかと、これは制度的な提案ですのでその辺だけを今後も要求していく必要があるのではということをご申し上げて終わります。

議長 (児玉裕一君)

他に質疑ありませんか。

議員 (田口喜義君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

15番、田口議員。

議員

(田口喜義君)

20年度決算についてお伺いします。先程副管理者が介護保険料の説明の中で不納欠損が1,527万円収入未済額が4,824万円ということで前年度よりも不納欠損が497万円、収入未済が285万円増加しているということでこの大きな理由としては掛金が増加に移行、生活が厳しくなったということで収納率が上がらないと説明いただきましたけれども、そうしますと対象人数は何人になるか説明してもらいたいと、二つめはこの不納欠損をする用件はどうなっているのか、また、不納欠損を減少するための対策として現在どのようなことを行っているのかということをお聞きします。

議長

(児玉裕一君)

佐々木介護保険事務所長。

介護所長

(佐々木勝君)

最初のご質問の不納欠損の対象人数でございますけれども、502人でございます。

議員

(田口喜義君)

何年度から。前年度は何人？

介護所長

(佐々木勝君)

3年間ですけれども18年度が399人、19年度が425人、20年度が502人と若干増えておるところでございます。いずれ、納期限の2年を経過したものが不納欠損となっております。不納欠損でございますけれども、介護保険、普通徴収と特別徴収というのがございます。特別徴収におきましては年金から天引きのかたちですのでほとんど滞納ございませんけれども、普通徴収、年金対象者45,000人のうち、約4,000人が普通徴収でございます。様々理由はございますけれども、無年金者を含めた18万以下の方々、年金を停止されているの方々年金執行日に福祉事務所等から完納されているの方々、そういったの方々それぞれ数百人単位でございますけれども、そういった方々も普通徴収になるわけですけれども、純粋に普通徴収の7月から12月まで6期で納めていただいておりますけれども、4,000人の中でも純粋に今年度2,247人となっております。中には口座振替というかたちで20%近くはそういうふうにしてもらっておりますけれども貯金で納めている方が1,410人ということになります。私どもでも3人の徴収員を雇用しております。管内仙北市関係を1人、それから大仙市の西部を1人、東部を1人を配置しておりそれぞれ指導に回っております。不納欠損以外に滞納繰越等3人に1千万位徴収をしております。それからもう一つ、普通徴収になるのが65才になった方々すぐに第1号被保険者に切り替わるわけでございますけれども、すぐには年金徴収できないことになっております。そういう方々は半年なり1年なり普通徴収になります。65才になったらすぐに通知を発送しますけれどもやはり健康保

険から支払っている、年金から引かれているという制度がありますので、納めるのが遅れがちになるという方もおります。そういった方々に対しては事前に通知を差し上げて滞納がないように対応しているところでございます。以上です。

議長 (児玉裕一君)

はい、15番、再質問。

議員 (田口喜義君)

そうすればそれは1号被保険者でしょうけれども、2号者の不納欠損というのはどういう時効年度になっているのですか。

議長 (児玉裕一君)

佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

2号被保険者は40才から64才までですけれどもそちらの方々につきましては各所属で入っております健康保険、医療保険の方で一括して合わせて納めていただいておりますので直接介護保険事務所の方では対応しておりません。以上です。

議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (児玉裕一君)

15番、田口議員。

議員 (田口喜義君)

その2年消滅時効を例えば2号被保険者は私は国保ですので国保税と一緒に来ますので、それと同じように3年とか5年時効に出来ないものかどうか、これについて再度お答え願いたいと思います。

議長 (児玉裕一君)

佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

介護保険法の中で規制されている項目ですので、以上です。

議長 (児玉裕一君)

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

日程第7「議案第27号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

橋本五郎君の退席を求めます。

(橋本五郎君 退席)

管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者

(栗林次美君)

「議案第27号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

当組合規約第9条に「組合に監査委員2名を置く」となっておりますが、現在1名が欠員となっております。

議員のうちから選任される監査委員に、議案記載のとおり橋本五郎氏を選任いたしたく、組合規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

(児玉裕一君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第27号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。

(橋本五郎君入場)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前にただいま管理者から提案理由の説明がないまま橋本五郎君を退席させたことに対し議長からお詫び申し上げます。

ただ今、監査委員に選出されました橋本五郎君から就任のあいさつをお願いします。それでは6番、橋本五郎君。

議員

(橋本五郎君)

今、皆様方から広域の監査委員ということでご支持をいただきました。精一杯、使命の命にあった適正な監査をしてまいりたい、そう思いますので、今後ともよろしくご指導賜りたいと思います。

議長

(児玉裕一君)

以上をもちまして今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成21年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたしま

す。大変ご苦労様でした。